

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 2 月 1 9 日

内閣府沖縄総合事務局長
三浦 健太郎 殿

うるま市長 中村 正人

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

うるま市の人口は年々増加しているものの、「うるま市人口ビジョン」の推計によると 2030 年をピークとして減少傾向に転ずることが予測されている。年齢別の人口割合を見ると、産業の主な担い手となる生産年齢人口が 2010 年をピークに減少に転じており、年少人口も減少が見られ、少子高齢化が進んでいる。

本市の産業構造をみると、産業別事業所数は卸売業・小売業が最も多く、宿泊業、飲食サービス業と続いており、市内企業の売上高の割合は建設業、製造業、卸売業・小売業の順となっている。一方で、付加価値額の割合は、医療・福祉、製造業、卸売業・小売業の順となっており、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業などの事業所数は多いものの、労働生産性や利益率は低い産業構造となっている。産業構造の是正及び多様な産業における労働生産性や利益率の向上を促進し、地域産業の活性化が求められている。

生産年齢人口が減少傾向の中、昨今の物価高騰や人手不足の深刻化が与える中小企業者への影響、消費者志向及び流通の多様化等、中小企業者を取り巻く環境は刻々と変化している。本市では、中小企業者の労働生産性の向上を支援し、多様な産業の人材確保対応や産業競争力を高め、持続的な地域の発展を図る。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促進し労働生産性の向上を図り、地域経済のさらなる発展を目指すため、年 1 2 件程度の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備については、地域経済の発展や雇用の創出を図る等の観点から自社の工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接生産等の用に供するなど、自ら電力を消費するために設置する設備を対象とし、単に売電を目的とする設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

うるま市は本島の中央に位置する市であり、県道75号線や県道255号線、県道8号線沿いに商業の集積が見られ臨海部には工業団地も有しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

うるま市の産業は、小売業、建設業、製造業、農水産業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。